

日本と EU の有機同等性について（令和 7 年 5 月 18 日版）

※変更内容

- 令和 4 年 1 月 25 日：リンクの更新
- 令和 4 年 10 月 17 日：リンクの更新
JAS 法施行規則の条項番号変更
- 令和 6 年 2 月 22 日：リンクの更新
- 令和 7 年 4 月 14 日：同等性拡大に伴う更新
- 令和 7 年 5 月 18 日：同等性拡大に伴う更新

1. 日本から EU への輸出について

(1) 対象範囲

有機 JAS 制度に基づき、最終的に日本国内で生産・加工され、格付された有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品（酒類を含む、有機藻類加工食品を除く）

(2) 条件等

- ・有機加工食品の原材料は、有機 JAS マークが付されたものに限られます。
（日本が同等であると認めた国以外の国産であっても、有機 JAS マークが付されたものであれば使用可能です。）
- ・Trade Control and Expert System (TRACES)を利用して証明書を発行する必要があります。
- ・証明書を発行する登録認証機関は EU に登録されている必要があります。
[農林水産省 HP](#) の「有機農産物等の輸出に係る証明書を発行できる登録認証機関一覧」をご確認ください。
- ・EU の有機ロゴは、外国格付表示業者の認証を持つ者が任意で表示することができますが、表示する場合には、EU の基準を遵守する必要があります。
EU の基準では、各登録認証機関に割り振られたコード番号（JP-BIO-XXX）と原料の生産地（日本の場合は non-EU Agriculture 又は Japan Agriculture）をロゴと同じ面に記載することとされています。詳しくは下記ページでご確認下さい。
https://ec.europa.eu/info/food-farming-fisheries/farming/organic-farming/organic-logo_en
- ・輸出する有機製品を格付した認証事業者について、登録認証機関のホームページに JAS 法施行規則第 48 条第 1 項第 4 号で定められている事項が公表されていることが必要です。

2. EU から日本への輸入について

(1) 対象範囲

EU の有機制度に基づき、最終的に EU 加盟国内で生産・加工され、認証された有機農産物、有機畜産物（JAS に定める畜種に限る。）及び有機加工食品（酒類を含む、有機藻類加工食品を除く）

(2) 条件

- ・EU 加盟国の政府機関又は EU 加盟国内に所在する準政府機関（※1）が発行した証明書又はその写し（※2）が添付されていること。

- ※1 [農林水産省 HP](#)の「EU加盟国の証明書を発行する機関の名称及び住所」をご確認ください。
- ※2 JAS 法施行規則第 29 条の必要事項が記載されている必要があります。

以上